

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

現 行	改 正 後
<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p><b>3 - 10 産業活力再生特別措置法に関する証券会社の留意事項</b></p> <p>3 - 10 - 1 産活法第2条第2項第2号及び同法告示第6条、第8条、第9条の事業革新の定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 告示第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費が5%以上低減される場合」は、例えば、<u>営業収益又は営業収入</u>の1単位当たりの販売費・一般管理費が5%以上低減される場合をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4. 外国証券会社の監督事務等</p> <p><b>4 - 3 外国証券会社の監督事務</b></p> <p>4 - 3 - 7 外国証券業者に関する内閣府令第39条の規定に基づく法定帳簿の省略等に係る留意事項</p> <p>法定帳簿の省略等に関する取扱いについては、3 - 9の規定に準ずるものとする(ただし、支店その他の営業所のみに係る事項を除く。)</p> <p>なお、外国証券会社の主たる支店以外の支店について、主たる支店で事務を集中管理している等の合理的な理由により、事務の一部を省略し、かつ、当該省略した事務を主たる支店において支店ごとに区分経理している場合には、当該支店における総勘定元帳、商品有価証券勘定元帳、特定取引勘定元帳、現先取引勘定元帳、受渡有価証券記番号帳又は日計表の省略を承認するものとする。</p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p><b>3 - 10 産業活力再生特別措置法に関する証券会社の留意事項</b></p> <p>3 - 10 - 1 産活法第2条第2項第2号及び同法告示第6条、第8条、第9条の事業革新の定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 告示第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費が5%以上低減される場合」は、例えば、<u>営業収益又は純営業収益</u>の1単位当たりの販売費・一般管理費が5%以上低減される場合をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4. 外国証券会社の監督事務等</p> <p><b>4 - 3 外国証券会社の監督事務</b></p> <p>4 - 3 - 7 外国証券業者に関する内閣府令第39条の規定に基づく法定帳簿の省略等に係る留意事項</p> <p>法定帳簿の省略等に関する取扱いについては、3 - 9の規定に準ずるものとする(ただし、支店その他の営業所のみに係る事項を除く。)</p> <p>なお、外国証券会社の主たる支店以外の支店について、主たる支店で事務を集中管理している等の合理的な理由により、事務の一部を省略し、かつ、当該省略した事務を主たる支店において支店ごとに区分経理している場合には、当該支店における総勘定元帳、<u>トレーディング商品勘定元帳</u>、現先取引勘定元帳、受渡有価証券記番号帳又は日計表の省略を承認するものとする。</p>

## 5 . 登録金融機関の監督事務

### 5 - 3 登録金融機関の監督事務

#### 5 - 3 - 2 法第 65 条の 2 第 3 項に規定する業務の認可申請書に係る留意事項

法第 65 条の 2 第 3 項に規定する業務の認可にあたっては、当該業務を行う部署が業務の遂行に必要な組織及び人員配置となっていること、3 - 1 - 1 ( (1)、(3)、(4)を除く。 ) 3 - 1 - 2 ( (1)、(2)、(4)を除く。 ) に掲げる事項に準ずる点のほか、次の点に留意するものとする。

(1) (略)

(2) 有価証券店頭デリバティブ取引業務に係る留意事項

法第 65 条の 2 第 4 項において準用し、令第 17 条の 4 の規定により読み替えて適用する法第 29 条の 4 第 5 号に規定する登録金融機関については各業法における特定取引勘定を設けることの認可を受けていることを確認する。

金融機関の証券業務に関する内閣府令第 11 条第 2 項第 11 号に規定する特定取引勘定に準ずる勘定を設ける能力を有していることとは、同号に規定する登録金融機関が特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理し、当該特定取引の経理にあたり当該財産に時価を付すこととした勘定を設けていることとする。

— ・ — (略)

## 5 . 登録金融機関の監督事務

### 5 - 3 登録金融機関の監督事務

#### 5 - 3 - 2 法第 65 条の 2 第 3 項に規定する業務の認可申請書に係る留意事項

法第 65 条の 2 第 3 項に規定する業務の認可にあたっては、当該業務を行う部署が業務の遂行に必要な組織及び人員配置となっていること、3 - 1 - 1 ( (1)、(3)、(4)を除く。 ) 3 - 1 - 2 ( (1)、(2)、(4)を除く。 ) に掲げる事項に準ずる点のほか、次の点に留意するものとする。

(1) (略)

(2) 有価証券店頭デリバティブ取引業務に係る留意事項

(削る)

(削る)

— ・ — (略)